



福岡県医発第1554号(地)

平成18年11月24日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 横倉 義武



「介護保険施設等の指導監督について（通知）」の送付について

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、事業者規制や介護サービス情報の公表制度等、サービスの質の向上と利用者支援を目的とした制度が創設され、さらに保険者機能の強化、高齢者虐待防止法の施行等を踏まえ、介護保険施設等の指導監督についても見直しが行われ、厚労省老健局より標記通知が発出された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご参考までにお送りいたします。

なお、本件に係る概要として、平成18年8月1日（火）・2日（水）に開催された「全国介護保険指導監査担当課長会議」の資料から抜粋したものも併せてお送りいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



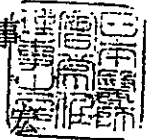
(介34)

平成 18 年 11 月 7 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

天 本



「介護保険施設等の指導監督について（通知）」の送付について（参考資料）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険制度の指導監督につきましては、制度改正に伴い、事業者規制や介護サービス情報の公表制度等、サービスの質の向上と利用者支援を目的とした制度が創設され、また、保険者機能が強化されたこと、更には高齢者虐待防止法が施行されたこと等を踏まえ、その考え方についても見直しが行われ、今般厚生労働省老健局より標記通知が発出されました。本会においても入手いたしましたので、参考資料としてご送付いたします。

なお、本通知につきましては、平成 18 年 8 月 1 日（火）・2 日（水）に開催された「全国介護保険指導監査担当課長会議」の資料にその概要が示されておりますので、当該部分につきまして、抜粋したものを併せてご送付いたします。課長会議資料につきましては、本職より「全国介護保険指導監査担当課長会議資料の送付について」（平成 18 年 8 月 9 日付・介 24）として貴会宛に 1 部送付致しておりますことを申し添えます。

敬具

記

(添付資料)

・「介護保険施設等の指導監督について（通知）」

(老発第 1023001 号 平 18.10.23 厚生労働省老健局長通知)

・参考「全国介護保険指導監査担当課長会議」抜粋資料（平 18.8.1（火）・2（水）開催）

以上





老発第1023001号

平成18年10月23日

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿
特別区区長

厚生労働省老健局長



介護保険施設等の指導監督について（通知）

介護保険法に基づく介護保険施設及び事業者に対する指導監督については、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるとともに、別添1「介護保険施設等指導指針」及び別添2「介護保険施設等監査指針」を参考に指導監督に当たられるようお願いしたい。

なお、指定都市及び中核市は、老人福祉法上、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに対する指導監督の権限を有していることから、老人福祉法による権限行使に当たっては、特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホーム及び指定介護老人福祉施設に対する都道府県の指導監督と十分な連携を図って実施に努められたい。

また、本通知による指導監督の実施に関しては、医療保険各法及び老人保健法に基づき地方社会保険事務局及び都道府県が行う指導監査の担当部署や、医療法に基づき都道府県、保健所設置市及び特別区が行う医療監視の担当部署とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努められたい。

なお、平成12年5月12日老発第479号「介護保険施設等の指導監査について」は廃止する。

介護保険施設等指導指針

第1 目的

この指導指針は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ）を担当する者若しくは保険給付に係る法第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書の提出など及び厚生労働大臣又は都道府県知事が法第24条の規定による質問など及びそれに基づく措置として、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対して行う保険給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「サービス事業者等」という。）に対し「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第37号）、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第38号）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第39号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第40号）、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第41号）、「指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー

ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月厚生省告示第19号)、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月厚生省告示第20号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月厚生省告示第21号)、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月厚生労働省告示第126号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月厚生労働省告示第127号)、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月厚生労働省告示第128号)、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月厚生労働省告示第129号)、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成12年2月厚生省告示第22号)等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

第3 指導形態等

指導の形態は、次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、都道府県又は市町村が指定、許可の権限を持つサービス事業者等に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

都道府県が集団指導を実施した場合には、管内の保険者に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

また、市町村が集団指導を実施した場合には、都道府県に対し、当日使用した資料を送付する等、情報提供を行う。

2 実地指導

実地指導は、厚生労働省、都道府県又は市町村が次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

(1) 都道府県又は市町村が単独で行うもの(以下「一般指導」という。)

(2) 厚生労働省及び都道府県又は市町村が合同で行うもの(以下「合同指導」という。)

第4 指導対象の選定

指導は全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導の選定については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

(ア) 一般指導は、毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、都道府県及び市町村がサービス事業者等を選定する。

(イ) その他、都道府県及び市町村が特に一般指導を要すると認めるサービス事業者等を対象に実施する。

イ 合同指導

合同指導は、一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

(3) 都道府県及び市町村との連携

都道府県及び市町村は互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び実地指導の実施に努めるものとする。

第5 指導方法等

1 集団指導

(1) 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

2 実地指導

(1) 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

- ① 実地指導の根拠規定及び目的
- ② 実地指導の日時及び場所
- ③ 指導担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等

(2) 指導方法

実地指導は、別に定める実地指導に関するマニュアルに基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

(3) 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(4) 報告書の提出

都道府県又は市町村は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

第6 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「介護保険施設等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

介護保険施設等監査指針

第1 目的

この監査指針は、都道府県知事又は市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の6、第78条の8、第78条の9、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第112条、第113条の2、第114条、第115条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の15、第115条の16、第115条の17、第115条の24、第115条の25及び第115条の26の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従事者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）に対して行う介護給付若しくは予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 監査方針

監査は、指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型

医療施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、第4の3に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第3 監査対象となるサービス事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

1 要確認情報

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (3) 連合会・保険者からの通報情報
- (4) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- (5) 介護保険法第115条の29第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

2 実地指導において確認した情報

法第23条及び第24条により指導を行った市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県がサービス事業者等について確認した指定基準違反等

第4 監査方法等

1 報告等

都道府県知事又は市町村長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

(1) 市町村長による実地検査等

市町村長は、指定権限が都道府県にある指定居宅サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者及び指定介護予防サービス事業者等（以下「都道府県指定サービス事業者」という。）について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都道府県知事に対し行うものとする。

なお、都道府県指定サービス事業者の介護給付対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、都道府県が総合的な調整を行うものとする。

- (2) 市町村長は、指定基準違反と認めるときは、文書によって都道府県に通知を行うものとする。なお、都道府県と市町村が同時に実地検査等を行っている場合には、省略することができるものとする。

- (3) 都道府県知事は前項の通知があったときは、すみやかに以下の3～5に定める措置

を取るものとする。

2 監査結果の通知等

(1) 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(2) 報告書の提出

都道府県又は市町村は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

3 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消等

都道府県知事又は市町村長は、指定基準違反等の内容等が、法第77条各号、第78条の9各号、第84条各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号、第114条第1項各号、第115条の8第1項各号、第115条の17各号及び第115条の26各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下の「指定の取消等」という。）ができる。

4 聴聞等

監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

5 経済上の措置

- (1) 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険給付に係る保険者に対し、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。
- (2) 命令又は指定の取消等を行った場合には、当該サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

第5 その他

都道府県又は市町村は、法第197条第1項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。

参考

全国介護保険指導監査
担当課長会議資料

(第 2 分 冊)

平成 1 8 年 8 月 1 日 (火) ~ 2 日 (水)

厚生労働省老健局

1. 介護保険制度における指導監督について

1. 介護保険制度における指導監督について

1. 指導監督の基本的な考え方について

介護保険に関する指導監督は、今般、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）が改正され、新たに事業者規制、介護サービス情報の公表などサービスの質の向上、利用者支援を目的とした仕組みが創設・強化されたこと、また、保険者にとっては地域密着型サービス等の指定及び指導監督権限の付与等保険者の機能が強化されたこと、さらには、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）が本年4月より施行されたこと等を踏まえ、以下に示す考え方等に基づき、別添「介護保険施設等に対する指導及び監査指針（案）」のとおり改正を行うこととしている。

なお、指針の性格は、従来と同様、地方自治法上の「技術的助言」の一環として示すものである。

2. 指導・監査指針等の見直しについて

（1）見直しの背景

- ① 介護保険制度が開始された平成12年4月以降、約6年が経過し、その間、介護保険に関する指導監督等のうち、市町村が実施している被保険者の管理、認定審査、保険給付、保険財政、保険料、苦情処理等の保険者事務は、概ね順調に実施され、大きな混乱もなく推移している。
- ② しかし、介護サービス事業者等の不正受給等の件数は毎年報告されており、低下の兆しがなく、新たな地域での摘発も見られ、また、不正受給額も経年的に変化はあるものの一定件数発生している。
- ③ 本年4月より、介護保険法が改正され、次に掲げるような、指定事務及び監督事務等の規定についても大幅に変更された。
ア. 新たに市町村が地域密着型サービス等の指定及び監督事務を実施

- イ. 指定の欠格事由、指定の取消要件が追加
- ウ. 指定の更新制の導入
- エ. 指導監督に関して勧告、改善命令等が追加

- ④ サービスの質の確保と向上を担保する観点から事業者にも、新たに介護サービス情報の報告義務が課せられた。

(2) 見直しの考え方

- ① このような制度改正の趣旨・目的に則し、都道府県及び市町村において行われる指定事務、制度改正後の監督規定に則した業務が適切に実施されることが重要である。

このため、今後の指定及び指導監督等の事務を行っていくためには、

- ア. 適切な指定及び管理が行われる事務執行体制の確立
- イ. 指導指針、監査指針の改正に伴う、機動的な監督体制の確保
- ウ. 不正受給や悪質な運営基準違反を重点とした監督体制の強化を図ることが必要である。

- ② これと併せて、平成18年4月以降、高齢者虐待防止法が施行されたことを踏まえ、介護サービス事業者等の業務に従事する者に対しても、高齢者への身体的、心理的、経済的等の虐待防止について適切な対応方への指導が求められる。

3. 指導・監査指針等の内容について

(1) 指導と監査の明確な区分

- ① 指導と監査について、従来は、第4章（保険給付）第23条に基づく保険給付を受ける者等及び第24条に基づく介護給付等を行った者に対し一般指導として行政指導を実施し、その際、不当又は不正が認められる事案について、行政処分となる第5章事務規定（事業者及び施設）に基づく指定取り消しにつながる監査に切り替える手法により実施してきた。

今回の介護保険法の改正においては、第5章事務規定について、

保険者機能が強化されるとともに報告徴収等として立入権限を追加し、指導監督権限を強化し、さらに新たに勧告・命令、指定の効力の停止等の行政上の権限が明確に規定されたところである。

したがって、第4章第23条、24条の各規定と第5章第70条以降の各条文ごとの規定は明確に区分されたことになり、また、第5章事務規定については新たに市町村に権限行使が付与されたところである。

このように、今後は、指導監督事務についても指導と監査を区分することにより、指導については制度管理の適正化とよりよいケアの実現に向け、また、監査については、利用者からの情報等に基づく介護保険法上の権限行使を適切に行うこととし、これらを通じて、適切な運営を行っている介護サービス事業者等を支援しつつ、介護保険給付の適正化のため取り組む必要がある。

- ② 「指導」においては、介護サービス事業者等の育成・支援を念頭において、介護サービス事業者等に対する実地指導として、市町村においては法第23条「文書の提出等」、国及び都道府県においては法第24条「帳簿書類の提示等」の規定によるものとして、次の点に留意しつつ、実施するものとする。

- ・政策上の重要課題である、「高齢者虐待防止」、「身体拘束廃止」、「褥瘡予防」、「感染症対策」等に基づく運営上の指導
- ・不正の防止のため、報酬請求上において特に加算、減算について重点的に指導。

- ③ 「監査」においては、各種情報により指定基準違反が疑われ、実地検査の必要があると認められた場合における都道府県及び市町村による介護保険法第5章の規定に基づく監査は、介護報酬が保険料及び公費によって賄われていることから介護保険給付が不適切とならないよう機動的な実施が重要。

(2) 「主眼事項・着眼点」の廃止

従来、指導指針の中で「主眼事項・着眼点」をお示ししてきたが、項目に沿ったチェックと指摘型の指導となって形骸化し、本来の指導

目的に則したものでないとの指摘がなされていること、今回の介護保険法の改正による指導監督事務が明確化されたこと等を踏まえ、今後、従来のような「主眼事項・着眼点」については示さないこととしたのでご了承願いたい。

(3) 書面指導の廃止等

従来実施してきた「書面指導」については、取り組み実績が過少であり、当初の方針と異なり集団指導、書面指導、実地指導との連続性も不十分となっており、書面指導の意味が生かされていないため、新しい指導・監査指針には盛り込まないこととする。

また、従来、指導から監査への段階的な流れを担保するため、介護保険施設については原則2年に1回、介護サービス事業者については原則3年に1回の計画的な実施による指導をお願いしてきたところであるが、今回、指導は監査と区分し、介護保険制度の周知、理解等、サービスの質の確保と向上、不正の防止を目的とするものに変更したことから、今後は指導の実施回数についての規定は設けず、各自治体において効率的かつ効果的に指導を実施することとする。

(4) 指導の実施方法について

① 集団指導

「集団指導」については、指定事務の制度説明、改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進、介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導など制度管理の適正化を図るため、介護サービス事業者等に対し、事業区分別、指導内容別など様々な実施方法を工夫して集団指導の強化・充実を図るものとする。

② 実地指導

「実地指導」については、改正介護保険法の大きな柱で政策上の重要な課題である「サービスの質の確保と向上」、「尊厳の保持」及び「高齢者虐待防止法の趣旨」、適正な介護報酬請求等を踏まえ、次の観点から介護サービス事業者等の所在地において関係書類を基に、実地に指導を行うものとする。なお、実地指導の際に著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命の危険がある場合、又は、報

報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合には監査へ変更する。

ア. 「運営指導」

高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解の促進、防止のための取り組みの促進について指導を行うとともに、個別ケアを推進するため個々の利用者について個別のケアプランに基づいたサービス提供の一連のプロセスについてヒアリング及び評価を行い、生活支援のためのアセスメントとケアプラン等が適切に行え、尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られるよう、運営上の指導を実施する。

イ. 「介護報酬請求指導」

各種加算等について、報酬基準等に基づき体制は確保されているか、個別ケアプランに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなど届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについて是正を指導する。

(5) 監査の実施方法について

- ① 「監査」は、入手した各種情報が人員、設備及び運営基準等の指定違反であると認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に行うものとする。

各種情報とは、

ア. 利用者・家族等からの通報、内部密告

イ. 国保連、地域包括支援センターに寄せられる苦情

ウ. 「介護サービス情報の公表」未実施情報

エ. 保険者が独自に行う介護給付費分析から特異傾向を示す事業者情報

等の幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、関係市町村や関係機関とも十分な連携を図りながら、不適正な運営や介護報酬の不適正な支払いを早期に停止させるため機動的な対応が求められる

② 報告等

- ・ 「報告等」については、従来と違い、法律上「立ち入り」権限の規定が付与されたことから、超過定員の場合など、違法の実態を確実に把握する必要があると認められる時は、適切に実地による検査を行われたい。
- ・ 都道府県に指定権限がある介護サービス事業者等についても、今回新たに、市町村にも「報告等」の監督権限が付与されたので、今後、この監督事務の取扱いに当たっては、各都道府県が中心となって管下の市町村と十分協議を行う必要があること。
- ・ 報告等の検査等によって、指定基準違反に至らない場合で、一定程度改善の必要がある場合には、介護サービス事業者等に対し、文書による改善を求め、介護サービス事業者等から文書による報告を求めることとする。

③ 改善勧告

- ・ 「改善勧告」については、指定基準違反の事実があり、介護サービス事業者等による改善の可能性を総合的に判断した上で、改善勧告の対象となった指定基準違反に係る項目を明示し、必ず適切、妥当な期限を設けて行うこと。

④ 改善命令

「改善命令」については、勧告によっても指定基準違反の是正がなされない場合に、改善命令を行うこととなるが、勧告による改善措置の状況に応じて、適宜判断の上、改善可能性を考慮し、期限を設けて行うこと。

⑤ 指定の効力の停止

今回の介護保険法の改正によって新たに設けられた指定の効力の停止については、多様な実施方法が考えられるが、実施上効果があるものとして標準的に考えられるのは以下のとおりである。なお、現にサービスの提供を受けている利用者については、この指定の効力の停止の実施方法によって不利益とならないよう十分留意し、指定の効力の停止の実施に際しては十分配慮が必要であること。

サービス種類	一部停止として標準的に考えられるもの
全サービス共通	新規利用者・入所者に対するサービス提供の停止
通所・訪問サービス系	代替サービスを確保した上での一定期間に限った効力の停止（全部停止）
居宅介護支援系	不適切なケアプランを作成しているケアマネのみの停止

⑥ 指定の取消し

「指定の取消し」については、基本的には改善命令や指定の効力の停止の措置を取っても、是正されない場合で、介護保険給付上、引き続き指定を行うことが制度上看過できない場合に行うこととなるが、指定の申請時点で著しく不正な手続きによる虚偽の申請の場合については、改善勧告、改善命令、指定の効力の停止等を経ることなく、指定の取消し処分を行うことも考えられるので、十分この点について考慮すること。

4. 国における指導

(1) 法律に基づく権限行使

改正介護保険法に基づき、国が実施する地方自治体の事務に関する指導は次のとおり。

- ① 法第197条第2項の規定により、都道府県及び市町村に対し、法第5章の事務規定による指定事務及び監督事務に関する指導
- ② 法第24条の規定により行う、サービス事業者等に対する実地指導（合同指導を含む）

(2) 厚生労働省と地方厚生局の役割分担

厚生労働省と地方厚生局の役割分担は次のとおり。

厚生労働省

- ・ 都道府県、政令市及び中核市に対する法 197 条第 2 項の規定による助言、勧告
- ・ 都道府県、政令市及び中核市が指定権限を有する介護サービス事業者等に対する合同指導

地方厚生局

- ・ 上記以外の市区町村に対する法 197 条第 2 項の規定による助言、勧告
- ・ 上記以外の市区町村が指定権限を有する介護サービス事業者に対する合同指導

(3) 経済上の措置

指導及び監査の実施の結果、介護サービス事業者等に与える経済上の措置については、標準的な取り扱いを以下の通りとするので、今後はこれに基づき手続き等を行われたい。

- ・ 法第 23、24 条による一般的な実地指導において確認されたものについては過誤調整。
- ・ 法第 5 章の規定に基づく監査において認められたものについては、改善勧告に至らない場合については過誤調整、改善勧告を受けた場合については返還金、特に改善命令以上の行政処分を受けた場合には、返還金に法第 22 条に基づく加算金を加える。

5. その他

(1) 市町村においては、高齢者虐待防止法の施行に伴い、都道府県とも連携のうえ、老人福祉法の規定による措置、改正介護保険法による指定介護事業者等に対する権限行使について、高齢者虐待防止法、老人福祉法担当所管課とも連携し、適切な指導監督をお願いする。

(2) 指定都市及び中核市においては、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームに対する指導監督の権限を有していることから、関係各課と十分な連携を図って指導に当たられたい。

(3) なお、医療保険各法及び老人保健法に基づく地方社会保険事務局並びに都道府県が行う指導監査の担当部署、また、医療法に基づく都道

府県、保健所設置市及び特別区においては、医療監視の担当部署とも十分な連携の図り、その円滑かつ効率的な指導に努められたい。

(4) 刑事告発等

指導や監査において虚偽の答弁、妨害や検査忌避を行う悪質な者については介護保険法に基づく罰則規定の適用、犯罪の恐れがあるものについては、警察、検察当局ともよく協議され、刑事告発等についても検討願いたい。